

一七〇七年宝永地震と浜名湖北部地域の沈降

矢田 俊文

はじめに

本稿の目的は、宝永四年（一七〇七）十月四日に起った宝永地震により浜名湖北部の気賀伊目村が沈降したこと、さらに、その沈降地域のその後の状況を明らかにすることにある。

宝永地震により遠江地域の土地が隆起し地形が変化したことは、地質学の津波堆積物の研究により実証されている。⁽¹⁾地震による土地の隆起・沈降等の明らかな変化は文書によっても確かめることができるのではないか。本稿は文書によって浜名湖北部地域の地形の変化を明らかにする。⁽²⁾

一 浜名湖の沈降と史料

一では、宝永四年（一七〇七）十月四日、南海トラフ周辺で起った地震により、浜名湖北部地域が沈降した文書を検討する。

史料1は、国文学研究資料館所蔵気賀宿文書である。すでに『新収 日本地震史料』⁽³⁾に収められているものであるが、

一部に読みの間違いがあり、重要な史料であることから全文をここに掲げた。

(史料 1)

乍恐口上書を以奉願上候事

一、氣賀村之儀、本高二千六百石余御座候所、去年十月四日之大地震、津浪ニ而、田畑千七百石余荒地罷成、尔今汐引不申候、少々引候節も田地ゆり下々、式尺水下ニ成候故、只今之通ニ而ハ、永々荒地罷成、百姓住居難仕、飢死より外ハ無御座候、汐除仕候義、百姓力ニ不罷成、大難儀仕候、先年小汐之時分、從御地頭様夫食被下置、御築立被成候塩除堤式平均九尺高、平均三尺、長式百拾五丁五十三間御座候、此上堤式三間半、高六尺、場踏式間ニ御築添所々水吐、箱塚被遊、田地御埋立被為遊被下候ハ、右荒地ニ成候所、農作可罷成儀ニ奉願候、御了簡を以、右之通相叶候様被遊可被下候御事

一、大地震、津浪ニ而、新居今切湊広ク成、氣賀田地江荒地同前汐差引つよく有之候、田地荒候趣、氣賀中絵岡仕差上ケ申候、先年之通農作仕候様ニ被為遊可被下候御事

一、今切渡海広ク罷成候故、浪荒ク渡船不自由に有之候付、本坂越御通繁御座候、氣賀村御伝馬役無御座候処、本海道之通ニ御伝馬・人馬相勤申候、尤、古来より新居渡助御役船相務来候得共、田地大分荒候故者、右御役之儀も難相勤奉存候事

右之通紛無御座候、地震以後汐引候ハ、元之田地に可成と存、一日と只今迄見合罷有候得共、ゆり下ケ候田地ニ御座候得者、永々荒地ニ成、百姓住居不罷成、大難儀仕候、御慈悲之御了簡を以、汐除被為遊被下候様、惣百姓奉願上候、以上

宝永五戊子年三月

遠州引佐郡氣賀村

庄屋

源八郎

同 兵内

同 加左衛門

同 武太夫

同 勘六

同 儀左衛門

同 勘兵衛

同 孫兵衛

同 半右衛門

同 彦兵衛

同 久太夫

同 孫四郎

同 十郎兵衛

同 新五兵衛

惣百姓代
勘太郎

七右衛門

勘左衛門

近藤縫殿助様御代官

次郎助

長右衛門

喜兵衛

加藤六郎左衛門殿

九左衛門

石野久左衛門殿

御披露

すでに私は、史料1と同内容であるが別の文書を使用して、一七〇七年の宝永地震の際、旧細江町気賀地域（現、浜松市北区）が沈降したことを述べている。⁽⁴⁾ 気賀村を支配する旗本近藤縫殿助代官に宛てた宝永五年（一七〇八）三月十日付の気賀村庄屋・惣百姓願書がその文書（国文学研究資料館気賀宿文書）である。そこには「田地ゆりさけ、式尺水下二成候」と記されている。

史料1は、表紙に「宝永四年亥十月四日大地震ニ付気賀村田地亡所諸書留之控」とある冊子に書写された文書である。書写された文書は冊子の頁に収まるように宛所が原文書とは異なる位置に記されている。

史料1の「乍恐口上書を以奉願上候事」の日付は地震が起った翌年の宝永五年三月とある。三カ条からなり、第一条目に、気賀村は本高二六〇〇石余のところであるが、去年宝永四年十月四日大地震の津波で、田畑一七〇〇石余が荒地になり今も潮が引かない。すこし潮が引いても田地がゆり下げられ、二尺浜名湖の水の下になってしまった。このままでは荒地となり今まで通りに百姓は生活しがたく、飢え死にするしかない、と記されている。

史料1には右のこと以外にも重要なことが記されているが、本稿は浜名湖北部地域の地形が沈降したかを目的とするため、第一条目についてのみ検討する。

史料1の本高二六〇〇石余と津波で田畑一七〇〇石余が荒地になったという点については、史料1が出された翌月の四月五日に幕府の老中土屋政直と勘定奉行に宛て気賀村領主近藤縫殿助が出した「口上書」⁽⁵⁾に、「拙者知行所二千六百石余」とあり、さらに「右高之内田畑千七百石余潮下二成」と記されているので、本高二六〇〇石余と津波で田畑一七〇〇石余が荒地になったことには、気賀村の惣百姓らと領主の認識とは同じであることがわかる。ただし、領主の口上書には、「潮下」(海の下)になったとあるが、田畑がゆり下げられ、二尺浜名湖の水の下になったという記載はない。

気賀村百姓の田畑がゆり下げられ、二尺浜名湖の水の下になってしまったという説明は正しいのであろうか。本高二六〇〇石余と津波で田畑一七〇〇石余が荒地になったことについては、領主も認識していることなので間違いないことであると思われるが、別の史料であらためて確認したい。

二 一七〇七年宝永地震と浜名湖北部気賀伊目村の沈降

二では、史料1に記載されている宝永地震により土地が沈降し、田畑が浜名湖の水の下になってしまった点について、史料2によって確認する。

史料2は、宝永地震の五十年後の宝暦六年(一七五六)十月に作成された気賀伊目村村明細帳の写である。ここでは明細帳のうち田畑の項のみ掲載した。村明細帳にはここに掲載したことのほかに、家数五二軒・人数一五三人(男七三人・女八〇人)、垵(汐留メ垵)四カ所、堤(汐除堤)二カ所等があったことが記される。

(史料2)

(表紙)

〔御預り所
遠江国引佐郡氣賀伊目村差出明細帳〕

延享四卯年御預りニ被 仰付
御私領御百性持添

一、高九拾四石式斗五升五合

遠江国引佐郡氣賀

伊目村

此反別八町壹反三七廿式歩四毛五糸と付札

内

式斗九升六合三勺三才

五斗六升九合三勺三才

式七拾三歩

此反別〇五七十四歩

四斗九升四合

壹石五升九合

四七拾歩

此反別〇壹反壹七廿九歩

壹石式斗壹升八合六勺六才

前々田方堀代永引

此反別壹反壹七壹歩

小以

此反別

式斗七升三合

前々畑方堤式永引

此反別三七壹歩

五
式斗六升五合

前々畑方川欠同断

此反別七七拾九歩

四斗九升六合

前々畑方堀代同断

此反別六七六歩

小以

此反別

七拾五石壹斗六升七勺

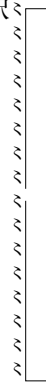
田方海成荒地

此反別六丁五反壹七歩式合九毛

是八宝永四年亥十月大地震^ニ而海成荒地^ニ罷成、今以起返無御座、引高^ニ相立候分

残高拾五石七斗五升

此反別



此反別

上田六反七畝廿九歩六合壹毛五糸と付札^ニして 石盛十三

此高八石八斗三歩八合三勺三才

中田式反壹七六歩

石盛十二

此高式石^五升四歩四合

下田三反廿八歩

石盛十二

此高三石四斗式合六勺六才

○反別小以壹丁式反三歩六合壹毛五糸と付札^ニして

此高拾四石七斗八升四合九勺九才

上田拾壹步

畑成

此高四升七合六勺六才

石盛十三

中田拾六步

畑成

此高六升四合

石盛十二

○反別小以廿七步

此高壹斗壹升壹合六勺六才

是ハ寛延四未年地高成場所田方植付難成候ニ付、寄セ土等仕、畑成ニ仕立、未年ノ御年貢上納仕来候

上田式七廿六步

搔上畑成

石盛十三

此高三斗七升式合六勺六才

中田式七五歩五合

同断畑成

此高式升六斗式合

石盛十二

下田式七歩

同断畑成

此高式斗式升

石盛十一

○反別小以七七壹歩五合

此高八斗五升四合六勺六才

是ハ寛延三年
御見分様江御願申上、荒所高之内地高成場所三ヶ年之内麦作一毛御年貢上納之積り被 仰付、搔上畑ニ仕候

田高合〇九拾貳石九斗貳升壹合
九拾三石貳斗八升八合六勺九才

此反別八町五七廿三歩九合 五条と付札
七町九反六七廿六歩四合

内 貳斗九升六合三勺三才
五斗六升九合三勺三才

四斗九升四合
壹石五升九合

貳斗壹升八合六勺六才
壹石七斗壹升四合六勺六才

七拾五石壹斗六升七勺

残高〇拾四石七斗八升四合九勺九才
拾五石七斗五升壹合三勺壹才

起返り

是ハ宝永四年亥十月大地震ニ而海成荒地ニ罷成候処 享保貳十卯年ノ少々宛植付仕候処、寛延四卯年ノ御預所御改起返り高ニ
段々被 仰付候、御預所之場所ノ同国新居渡シ場之西南海上五里程統候入海之潮差引御座候ニ付、例年夏・秋之内辛汐差
込、高汐之節ハ悉ク汐下ニ罷成、五三日程宛モ立毛汐下ニ罷成候故、年々起返り高之内ニ而も当引出来仕候、御預所東北山
中ノ流出候落合川満水之節ハ立毛水冠モ仕候

畑高合壹石三斗三升四合

此反別壹反六七廿六分

内 貳斗七升三合

前々堤式永引

此反別三七壹歩

五斗六升五合

前々川欠同断

此反別七七拾九步

四斗九升六合

此反別六七六步

小以

畑高合九斗六升六合三勺式才

此反別七畝廿八步五毛

(中略)

右者書面之通り相違無御座候以上

前々堀代同断

起返り

遠江国引佐郡氣賀伊目村

庄屋

加右衛門

同断

徳兵衛

組頭

重郎右衛門

同断

彦十郎

同断

長左衛門

同断

平三郎

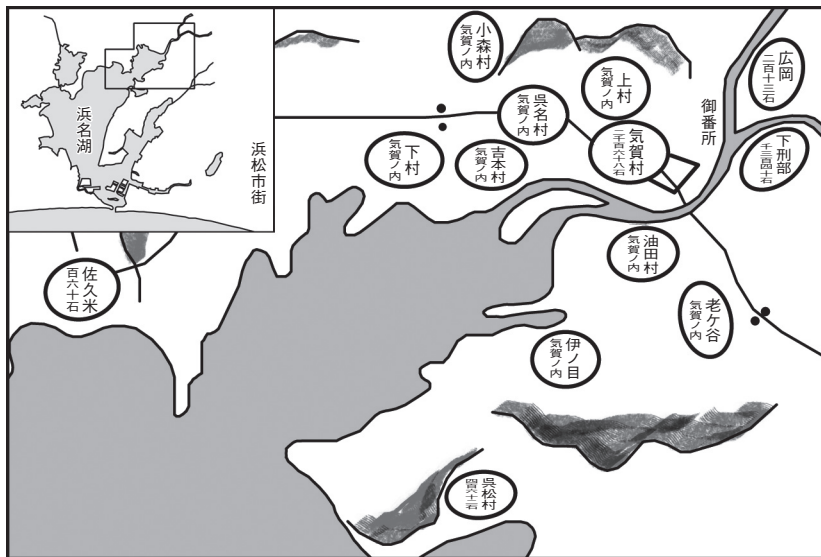
百姓代

藤左衛門

齋藤庄大夫殿

河合友右衛門殿

宝曆六丙子年十月



第1図 蓬左文庫所蔵遠江国正保国絵図（気賀村中心）

気賀伊目村とは、気賀村内の村である。気賀村は、上村・油田村・伊目村・下村・小森村・吉本村・呉石村の七か村で構成される（第1図）⁽⁷⁾。伊目村は七か村のひとつである。

先に見た史料1の署判者の二一人については「気賀村庄屋」「惣百姓代」と記されるだけである。そこで、宝永六年七月の気賀村願書の署判者から、村名と肩書（職名）を補って表にした（第1表）。第1表をみると、気賀村が七か村で構成され、伊目村も庄屋三人が署判していたことがわかり、史料1にみられた嘆願は、伊目村の問題でもあったことが確認できる。では、史料2を検討していこう。

気賀伊目村が「預り所」とあるのは、この当時、気賀村が幕府領であったためである。宝永地震以前の気賀村は旗本近藤氏の所領であったが、地震後、浜名湖の水が溢れて荒地地となったため、その地を幕府領として、近藤氏の所領は三河国八名郡・遠江国敷知郡・同豊田郡のうちへ移している。その後、廃田（荒地地）が開発されてきたので、享保十一年（一七二六）正月に気賀村二六五〇石余のうち、一二八〇石余が近藤用清に返還され、その後、延享四年（一七四七）九月七

第2表 宝暦6年(1756)遠江国引佐郡気賀伊目村差出明細帳

項目	石高(石)	石高割合(%)	引高項目
石高	94.25500	100.00000	
引高	78.50369		
	0.29633	0.31439	前々田方堤敷永引
	0.49400	0.52411	前々田方川欠永引
	1.21866	1.29294	前々田方堀代永引
	0.27300	0.28964	前々畑方堤敷永引
	0.56500	0.59944	前々畑方川欠永引
	0.49600	0.52623	前々畑方堀代同断
	75.16070	79.74187	田方海成荒地
残高	15.75131	16.71138	

典拠) 気賀伊目村白柳家文書

どういふものなのであろうか。

史料2には田方海成荒地について記された箇所が二カ所ある。一つ目は引高の田方海成荒地の項で、海成荒地が引高七五石一斗六升七勺になった理由として、宝永四年十月の大地震で海成荒地になり、いまだに復旧することができないので引高分として組み入れた、と記されている。気賀伊目村には浜名湖の水の下になってしまった七五石一斗六升七勺分の田地があるのである。

二つ目は田方残高の項に書かれている。同村に引高が発生した理由が、次のように書かれている。宝永四年十月の大地震で海成荒地になっていたが、享保二十年(一七三五)より少しずつ植え付けをしていたところ、寛延四年(一七五二)から預り所の改めにより起返高として仰せ付けられるようになった。預

第1表 宝永5年(1756)5月遠州気賀村願書署判者村名一欄

名前	村名	職名
源八郎	上村	庄屋
兵内	上村	庄屋
加左衛門	油田村	庄屋
武太夫	油田村	庄屋
勘六	伊目村	庄屋
儀左衛門	伊目村	庄屋
勘兵衛	伊目村	庄屋
孫兵衛	下村	庄屋
半右衛門	下村	庄屋
彦兵衛	下村	庄屋
久太夫	小森村	庄屋
孫四郎	吉本村	庄屋
十郎兵衛	呉石村	庄屋
新五兵衛	呉石村	庄屋
甚太郎		
七右衛門	油田村	組頭
勘左衛門	伊目村	組頭
次郎助	下村	組頭
長右衛門	小森村	百姓代
喜兵衛	吉本村	組頭
九左衛門	呉石村	組頭

典拠) 国文学研究資料館気賀宿文書
宝永6年7月気賀村願書

日、この一二八〇石余の地は幕府領となり、近藤用随に預けられた。⁽⁹⁾史料2の明細帳が作成された宝暦六年(一七五六)十月は、近藤氏の預り所の時期に当たる。

第2表は、気賀伊目村の村高のなかのそれぞれの引高の割合を示したものである。第2表を見ると、村高の約八〇パーセントが田方海成荒地となつてることがわかる。この田方海成荒地とは

り所の場所（この場合は気賀伊目村）から同国新居渡し場（東海道の関所がある場所、静岡県湖西市）の西南海上五里ほど続く入海（浜名湖）には潮の差し引きがあるので、例年夏・秋のうちは辛汐（海水）が差し込み、高潮の時はすべて潮の下（浜名湖の水面下）なり、数日間、潮の下になってしまったため、毎年起返高のうちに引高が発生する。預り所の東北山中から流れ出る落合川が満水の時は稲が冠水してしまふ、と記されている。

史料2に記された田方海成荒地とは、宝永四年十月の地震で浜名湖の水下になり、その後も高潮の時には水下となつてしまひ、耕作ができない田地であることがわかる。

すでに史料1によつて、気賀村が一七〇七年宝永地震によつて土地が沈降し、田地在浜名湖の水面下になつてしまったことを記した史料が存在することを確認している。宝永地震から五十年後に作成された伊目村明細帳（史料2）によると、沈降した土地はいまだもとに戻らず、村高の約八〇パーセントの田地が高潮の際には浜名湖の水面下になつてしまうことが確認できた。史料1と史料2によつて、気賀村が一七〇七年宝永地震によつて土地が沈降したことが確認できる。

ま と め

以上、南海トラフ周辺で起つた一七〇七年の宝永地震による浜名湖北部の地形変化について検討した。本稿で明らかにしたことは次の二点である。

- ① 浜名湖北部地域気賀伊目村の約八〇パーセントの田地が一七〇七年の宝永地震によつて沈降した。
- ② 沈降した気賀伊目村地域は、宝永地震から五十年後の一七五六年になつても高潮の際には浜名湖の水面下になるなど、地震前の地形に戻っていない。

すでに地質学・考古学等の研究で、地震による土地の隆起・沈降は明らかにされている。しかし、地震による土地の隆起・沈降は地質学・考古学によってのみ明らかになるのではなく、文書によっても明らかにできる。

本稿は地形の変化を文書によって明らかにした。自然の変化は歴史学の方法によって明らかにすることができるのである。変化を明らかにする対象が過去の自然であれば、その解明は歴史学の課題である。今後も文書等の検討によって自然の変化を明らかにしていきたい。

注

- (1) 静岡県掛川市南部の横須賀湊周辺の土地の隆起は、湊跡の地層の掘削調査によって確認されている（藤原治ほか「歴史と地層記録から確認された一七〇七年宝永地震による遠州灘沿岸の隆起」『月刊地球』三五五号、二〇〇九年）。
- (2) 歴史学が地震による地形の変化を研究することの重要性については、すでに矢田が論じている（拙稿「東日本大震災と前近代史研究」『歴史学研究』八八四号、二〇一一年、同「東日本大震災と前近代史」歴史学研究会編『震災・核災害の時代と歴史学』青木書店、二〇一二年）。
- (3) 『新収 日本地震史料 第三卷 別巻』（東京大学地震研究所）。
- (4) 拙稿前掲「東日本大震災と前近代史」。
- (5) 国文学研究資料館気賀宿文書。史料1と同じ冊子に記載されている文書。
- (6) 気賀伊目村白柳家文書（静岡県立中央図書館歴史文化情報センター架蔵写真帳）
- (7) 第1図、正保年間（一六四四〜四八）の蓬左文庫所蔵正保国絵図でも、上村・油田村・伊目村・下村・小森村・吉本村・呉石村は気賀村の内の村であることがわかる。第1図では、郡境等、本論と関わりがない図像・文字を省略している。蓬左文庫所蔵正保国絵図の詳細については、谷口央「名古屋市蓬左文庫蔵「遠江国図」について」（『災害・復興と資料』1号、二〇一二年）を参照されたい。呉石村は、第1図には「呉名村」と記されている。
- (8) 国文学研究資料館気賀宿文書。史料1と同じ冊子に記載されている文書。
- (9) 『寛政重修諸家譜』第五輯。